

労務 ROAD

I 令和8年に施行される法改正等について①

～ 厚生年金法、障害者雇用、男女賃金差公表 ～

今年も人事労務関連の分野では多くの法改正等があります。

今回は第一弾として、厚生年金法、障害者雇用、男女賃金差公表についてご案内いたします。

1. 働く方の年金が減額(※1)になる基準額(※2)が変わります

令和8年3月まで

51万円/月



令和8年4月から

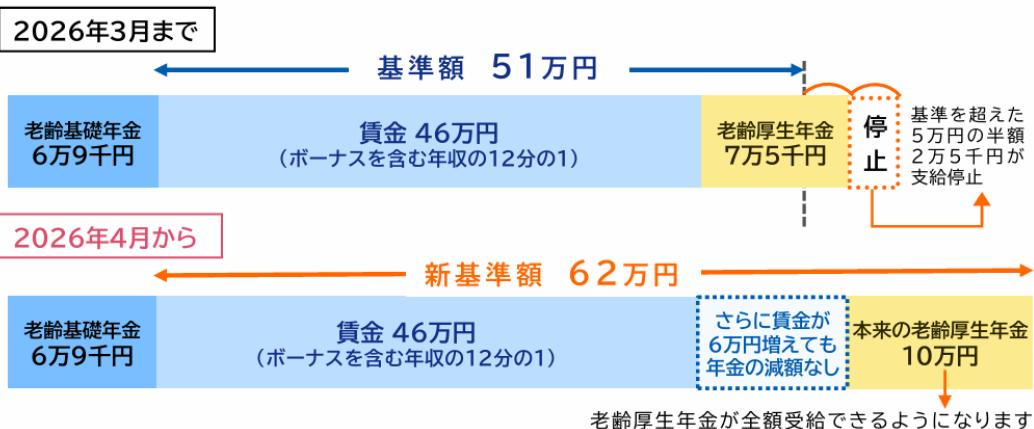
62万円/月

※この基準額は令和7年12月時点の金額であり、
令和8年1月下旬に正式に確定される予定です。

(※1)老齢基礎年金は減額されません。

(※2)基準額とは賃金と老齢厚生年金を合わせた金額です。上記の金額は毎年度、
賃金の変動に応じて改定されます。

例 賃金月46万円、老齢厚生年金の受給額が月10万円の場合のイメージ



2. 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
・民間企業の法定雇用率	2.3 % →	2.5 % →	2.7 %
・対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

3. 男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大

～ 女性活躍推進法が改正されました！ ～ (2026年4月1日施行)

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

VOL.990
(2601-3)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集:井村・池上・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら
「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

昨年は新卒として入社し、社会生活に慣れることに精一杯の一年でした。日々の業務や生活リズムに戸惑うこともありましたが、多くの方に支えていただきながら、少しずつ前に進むことができたと感じています。今年は、日々の業務に取り組みながら、勉強や趣味の時間も大切にし、時間を有効に使うことで、充実した一年にしていきたいと思います！

本年もどうぞ
よろしくお願
いいたします。
(田中)



1月労務スケジュール

- 地域別最低賃金の改定（福島、徳島、熊本、大分）
- 年末調整
- 賞与支払届の提出（賞与支払日から5日以内）